

スキップ

No.14

2010年9月16日

J R 東海労働組合

秋の闘いシリーズ⑥

IC乗車券不正使用問題！ 社員の処分と職務乗車証等の 利用制限だけが対策なのか？

会社は6月1日、あまりにも性急に「職務乗車証等の利用制限」を実施しました。これは、J R 他社の在来線の改札口及び新幹線乗換改札口の一部での職務乗車証等の利用について、新たな制限を加える内容です。しかしそれは、周知状況・方法などの説明など明らかにしないまま、ただ掲示が張り出されたのみでした。

これによって6月1日以降、職務乗車証等の誤った利用（意図的ではない）が発生してしまいました。

皆さん、職務乗車証等の利用制限をすることだけが、I C乗車券不正使用問題の対策になるのでしょうか？

他労組組合員の皆さん！

J R 東海労は職務乗車証等の利用制限について、通勤経路や通勤時間の変更を伴う労働条件に関する事柄のため、会社に説明を求めました。これに対して会社は「不正防止として判断したことである。職務乗車証等の利用制限をただけだ」との一点張りです。労働協約の付議事項に該当しないとして、協議を拒否したのです。

制限の実施によって問題が発生する！

- ・他線から新幹線への乗り換えに大幅に時間かかるケースが発生します。
- ・「新幹線モニター通勤者」の通勤時間に影響が出るケースが発生します。
- ・誤扱いが発生しやすくなります。

「不正防止」というのなら、
利用できない改札口は、
フラッパーゲートでチェックしろ！

速変やかにかに労働使協議せよ！
利用制限を伴う通勤経路・通勤時間の発生する！

